

## くらしの情報

イベント情報や各種講演会など、市役所からの大切なお知らせです。詳細については各お問い合わせ先へご確認ください。

市役所 総合案内 TEL 974-3111 FAX 973-9819

### 健康・子育て

#### 障がい福祉課 心の健康づくり講演会のお知らせ

☎ 973-5452

うつ病について「死にたい気持ち」を抱える人への関わり方

【講師】琉球大学医学部高次病態医学科学講座精神病態医学分野助教 田中治氏

【と き】3月13日(土)

午後2時～午後4時

【ところ】いちゅい具志川じんぶん館 大研修室

【定員】80名(入場無料)

【申込方法】電話・FAXにて申込ください

FAX 973-5117

【申込期限】3月11日(木)

※手話通訳・要約筆記の対応あります。

### 平成22年度うるま市育英会 貸費生募集

#### 教育委員会 総務課

☎ 978-2201

【採用予定人員】若干名

【受付期間】

4月5日(月)～4月30日(金)

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く

【応募資格】

本人又は保護者が本市に住所を1年以上有し、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学(短期大学を含む)、修業年限2年以上の専修学校、高等専門学校及び高等学校(本市島しょ地域出身高校生に限る。)に在学する者

【提出書類】

○貸費申請書(指定様式)

○住民票謄本

(本籍地、続柄が記載されているもの)

○在学証明書

(平成22年4月1日以降に発行されたもの)

○学校からの推薦書(指定様式)

(新1年次は出身校、2年次以上は

在学校より)

○直近1年の成績証明書又は調査書

(開封無効)

(新1年次は出身校、2年次以上は

在学校より)

○所得・課税証明(同一世帯で20歳以上全員)

○資産税公課証明(同一世帯で20歳以上全員)

○資産税公課証明(同一世帯で20歳以上全員)

(無資産者の場合は、無資産証明書) 〇切手(80円2枚・採否通知用)

【募集要項】

具志川、石川、勝連、与那城の各庁舎、市ホームページにおいて受け取ることができます。

【提出先】

教育委員会 総務課 育英会担当

### 育児・介護休業法が改正されます!

#### 商工課

☎ 965-5611

少子化の流れを変え、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる社会を目指し、育児・介護休業法が改正されます。

子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働(残業)の免除の義務化

①3歳までの子を養育する労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度を設けることが事業主の義務になります。

②3歳までの子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働(残業)が免除されます。

子の看護休暇制度の拡充  
休暇の取得可能日数が、小学校就学前の子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日になります。

父親の育児休業の取得促進  
①父母ともに育児休業を取得する場合、休業可能期間が1歳2か月に達するまでに延長されます。

②配偶者の出産後8週間以内の期間内に、父親が育児休業を取得した場合、特別な事情がなくても再度の取得が可能となります。

③労使協定による専業主婦(夫)除外規定を廃止し、専業主婦(夫)家庭の夫(妻)を含め、すべての労働者が育児休業を取得できるようになります。

介護休暇の新設

労働者が申し出ることにより要介護状態の対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日、介護休暇を取得できるようになります

法の実効性の確保

①育児休業法の取得等に伴う労使間の紛争等について、県労働局長による紛争解決の援助及び調停委員による調停制度を設けます。

②勧告に従わない場合の公表制度や報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料の制度を設けます。

【お問い合わせ先】

沖縄労働局雇用均等室

☎ 808-43800

沖縄労働局ホームページ

<http://okinodo.go.jp/>

